

水島製油所における大気汚染防止法に基づく定期検査の未実施について(お詫び)

各 位

今般、当社(社長:木村 康)の水島製油所(所長:松岡 純司)において、大気汚染防止法および公害防止協定にかかわる不備があることが判明したため、本日、岡山県および倉敷市に再発防止対策を含む報告書を提出いたしました。

不備の内容は、同製油所A工場のばい煙発生施設49基において、確認できる限り、1980年2月からこれまでの間、大気汚染防止法ならびに岡山県および倉敷市との公害防止協定に定められた排ガス中のばいじん濃度の測定を行っていないにもかかわらず、これを実施した様に記録してきたことであります。

これは、当社が環境試験業務の一部外注化を検討する過程で判明したものです。判明後、当社は速やかに当該施設のばいじん濃度の測定・調査を実施いたしました。その結果、本調査時点においては、当該施設49基のうち現在停止している7基を除く、42基のばいじん濃度について、管理基準値の範囲内であることを確認しました。

厳格な環境保全体制の求められる製油所において、かかる事態を招き、地元の皆様をはじめ関係する多くの皆様方に対して、多大なご迷惑とご心配をおかけし、心からお詫び申し上げます。

今回の事態を招いた原因は、関係法令ならびに公害防止協定の理解を含め、法令遵守に対する意識の徹底が不十分であったこと、当該測定に関する管理の仕組み・体制が十分に機能していなかったことにあると判断しており、深く反省しております。

当社は、事態の重大さを真摯に受け止め、環境測定に関する管理・作業要領の見直しと教育を早急を実施するとともに、厳格な監査を行ってまいります。また、法令遵守および環境保全の重要性を再度周知徹底し、再発防止に全力を傾注していく所存であります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

水島製油所 総務グループ :086-458-2530

広報部 広報グループ :03-6275-5046

● 別添資料

 [水島製油所概要](#)(PDF:273.4 KB/1ページ)

 [ばいじん濃度未測定施設一覧ならびに測定結果](#)(PDF:61.6 KB/1ページ)